

国立国会図書館

TPP の概要と論点 各論（上）

—環太平洋パートナーシップ協定署名を受けて—
調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 902 (2016. 3. 18.)

はじめに

- I 農林水産業
 - II 食品安全
 - III 工業品
 - IV 投資・サービス (以上本号)
 - V 政府調達—公共事業を中心に—
 - VI 金融分野
 - VII 医療分野
 - VIII 知的財産権—著作権を中心に—
- おわりに (以上 903 号)

- TPP 署名を受け、農林水産業、食品安全、工業品、投資・サービスの分野の論点（合意内容、影響等）を整理した。TPP 全体の論点は総論編を参照されたい。
- 農林水産分野では、米・麦・バター等の国家貿易制度や豚肉の差額関税制度等が維持されたものの、農林水産物全体の約 8 割、重要 5 品目の約 3 割で最終的に関税が撤廃される（タリフラインベース）。合意内容や交渉経緯を検証し、適切な影響分析に基づく効果的な国内対策が求められる。
- 投資・サービスについては、原則自由化が規定され、企業の海外展開の深化が期待されている。ISDS（投資家が投資受入国との紛争を国際的な仲裁機関に付託するための規定）は、合理的な運用に配慮する形で導入された。

国立国会図書館調査及び立法考査局

第 9 0 2 号

はじめに

2016年2月4日、ニュージーランド（以下「NZ」）のオークランドにおいて、NZ、シンガポール、チリ、ブルネイ、米国、オーストラリア（以下「豪州」）、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本の12か国は、環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定（以下「TPP」）の署名式を行った。TPPは、締約国相互の経済連携を促す自由貿易協定／経済連携協定（Free Trade Agreement: FTA / Economic Partnership Agreement: EPA. 以下「FTA/EPA」）¹である。

TPPによって、高水準かつ包括的な自由化とルール形成が環太平洋地域に実現することは、貿易や直接投資の増加などを通じて、日本の経済成長を促す契機となることが期待されている。その一方で、農業などの国内産業への影響や、サービスや投資の自由化が食品安全や医療などの国内制度に影響を及ぼすことが懸念されている。

TPP署名を踏まえて、交渉参加前から論点となっていた事項や、交渉段階において注目された事項を中心に、合意内容、その影響、対策、課題などについてまとめた²。具体的には、Ⅰ農林水産業、Ⅱ食品安全、Ⅲ工業品、Ⅳ投資・サービス（以上、本稿）、Ⅴ政府調達、Ⅵ金融分野、Ⅶ医療分野、Ⅷ知的財産権（各論（下））を取り上げた³。

【執筆者一覧】

はじめに	経済産業調査室	小池 拓 自	
Ⅰ 農林水産業	農 林 環 境 課	工 藤 豊	
Ⅱ 食品安全	農 林 環 境 課	工 藤 豊	
Ⅲ 工業品	経 済 産 業 課	田 中 菜 採 兒	
	国 土 交 通 課	高 峯 康 世	
Ⅳ 投資・サービス	経 済 産 業 調 査 室	小 池 拓 自	
	国 土 交 通 課	神 足 祐 太 郎	（以上本号）
Ⅴ 政府調達—公共事業を中心に—	国 土 交 通 課	鈴 木 賢 一	
Ⅵ 金融分野	財 政 金 融 課	雨 宮 卓 史	
Ⅶ 医薬品分野	社 会 労 働 課	田 辺 智 子	
Ⅷ 知的財産権—著作権を中心に—	次 長	寺 倉 憲 一	
おわりに	経 済 産 業 調 査 室	小 池 拓 自	（以上 903 号）

* 本稿は平成28（2016）年2月19日時点までの情報を基にしている。インターネット情報への最終アクセス日も同日である。なお、脚注は原則として、章ごとに付番している。

¹ 外務省は、締約国間における物品・サービス貿易の自由化を主な目的とする協定をFTA、より包括的な協定をEPAと定義し、日本はEPAを推進してきたとしている（外務省「EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）」2012.3. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/pdfs/EPA_FTA.pdf>）。しかし、近年の一般的なFTAは、物品・サービス貿易以外の分野を含み、EPAと実質的な差はない。本稿は、締結国間における経済上の連携を促進する協定全般をFTA/EPA、日本が関係する協定（TPP以外）については原則としてEPAと表記する。

² TPPの基本情報については、内閣官房TPP政府対策本部「TPPの内容」<<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/index.html>>に掲載されている「TPP協定の概要等について」、「TPP協定（英文・仮訳文）について」等を、国内対策については、主に「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）首相官邸HP<http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/tpp/20151125_tpp_seisakutaikou01.pdf>を参照した。

³ Ⅴ～Ⅷは「TPPの概要と論点 各論（下）—環太平洋パートナーシップ協定署名を受けて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』903号、2016.3.18を参照。なお、TPP全体の交渉経緯、特徴、課題などについては、本稿の総論編である小池拓自・田中菜採兒「TPPの概要と論点 総論—環太平洋パートナーシップ協定署名を受けて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』901号、2016.3.18を参照。

I 農林水産業

1 農林水産分野の合意内容の概要・影響・対策

(1) 合意内容の概要

TPP の第 2 章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）では、輸出入の手續や関税割当の運用、農産品貿易に関する輸出補助金や輸出制限等、物品の貿易に関する基本的なルールを規定している。また、農林水産物の市場アクセスに関する個別品目の交渉結果については、タリフライン（関税をかける分類）ごとの関税の撤廃・削減の方式、関税割当、セーフガード等の詳細を規定した附属書 2-D（関税に係る約束）の譲許表等に記載されている。

TPP の市場アクセス交渉の結果、日本が TPP 締約国から輸入する農林水産物について、全タリフライン 2,328 ラインのうち、81.0%の 1,885 ラインで関税が最終的になくなる。このうち、重要 5 品目である米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物（砂糖）については、586 ライン中、29.7%に当たる 174 ラインの関税が撤廃される。一方、国別の農林水産品の最終的な関税撤廃率（対日本、タリフラインベース）は、米国 98.8%、カナダ 94.1%、豪州 100%、NZ100%等となっており、全ての締約国が日本の 81.0%を上回る。¹

各品目の関税等に関しては、表 1-1 のように合意された。

表 1-1 農林水産物の関税等に関する主な合意内容

		主な合意内容
日本市場へのアクセス	米	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の国家貿易制度及び枠外税率を維持 ・ 米国、豪州に上限で計 7.84 万 t の国別輸入枠（SBS 方式）を新設 ・ 既存のミニマムアクセス枠内に中粒種・加工用の枠を 6 万 t 新設
	麦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小麦、大麦とも現行の国家貿易制度及び枠外税率を維持 ・ 小麦、大麦ともマークアップ（輸入差益）を 45%削減 ・ 特別輸入枠を新設（小麦：米豪加に計 25.3 万 t、大麦：TPP 枠として 6.5 万 t）
	牛肉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関税（現行 38.5%）を 16 年目までに 9%に削減 ・ 輸入急増に対するセーフガードを措置（16 年目以降は 4 年間発動がなければ廃止）
	豚肉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の差額関税制度及び分岐点価格を維持 ・ 低価格帯の従量税（現行 482 円/kg）を 10 年目までに 50 円/kg に削減 ・ 高価格帯の従価税（現行 4.3%）を 10 年目までに撤廃 ・ 輸入急増に対するセーフガードを措置（12 年目以降は廃止）
	乳製品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱脂粉乳、バター等で現行の国家貿易制度及び枠外税率を維持 ・ 脱脂粉乳、バターに計 7 万 t（生乳換算）の低関税輸入枠を新設（民間貿易） ・ ホエイ（乳清）、チーズの一部の関税を撤廃
	甘味資源作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の糖価調整制度を維持 ・ 加糖調整品に計 9.6 万 t の低関税輸入枠を新設
	その他の農産物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野菜：たまねぎ、かぼちゃ等の全ての品目の関税を撤廃 ・ 果実：ぶどう、オレンジ、りんご等の関税を撤廃
	林産物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合板や製材について、国別のセーフガードを設けて 16 年目までに関税を撤廃
	水産物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 魚やイカ等の全ての魚介類の関税を撤廃、海藻類の関税を 15%削減
各国市場へのアクセス		<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出戦略の重点品目*である牛肉、米、水産物、茶等の全てで関税を撤廃

* 農林水産省は平成 25（2013）年 8 月に「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を策定し、輸出戦略上の重点品目として水産物、加工食品、米・米加工品、林産物、花き、青果物、牛肉、茶を挙げている。

（出典）農林水産省「TPP 農林水産物市場アクセス交渉の結果」<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/pdf/tpp_1.pdf>;
同「TPP における重要 5 品目等の交渉結果」<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/pdf/2-1_5hinmoku_kekka.pdf>;
「TPP 署名 求められる説明責任」『日本農業新聞』2016.2.5 等を基に筆者作成。

¹ 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP における関税交渉の結果」2015.10.20. <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/12/151020_tpp_kanzeikousyoukekka.pdf>

(2) 重要5品目に関する懸念と政府の影響試算

重要5品目をめぐっては、TPP交渉への参加に際して、参議院農林水産委員会（平成25（2013）年4月18日）及び衆議院農林水産委員会（同月19日）が「引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。」等の決議を行うなど、その交渉の行方が注目されるとともに、関税等の国境措置を削減・撤廃した際の国内農業への影響が特に懸念されていた。

TPP交渉の結果、米については、国家貿易制度や枠外税率²を維持したことにより、輸入が大幅に増えることはないとの見方が大宗であるが、国産と競合する業務用米を中心に安価な輸入米が流通することで米価全体が下落するとの不安の声もある³。小麦・大麦については、マークアップの削減により、輸入麦の価格低下が国産麦の価格に影響を与える可能性や、マークアップを財源とする経営所得安定対策への影響等の懸念の声も生じた⁴。

牛肉については、関税の削減によって、輸入牛肉と競合する乳用種を中心に国産牛肉全体の需要減少や価格下落が懸念されるほか、輸入急増時に発動するセーフガードの実効性を疑問視する指摘もある⁵。豚肉の輸入では、輸入業者が高価な部位と安価な部位を組み合わせる「コンビネーション輸入」⁶が一般的とされ、安価な輸入豚肉の大量流入を抑制している側面がある。差額関税制度が維持されたことにより、TPP発効後も引き続きコンビネーション輸入が行われるとの見方もある⁷が、低価格帯に適用される従量税が削減されたことで、安価な部位の輸入が拡大する可能性も指摘されている⁸。

乳製品については、近年、国内でのバターや脱脂粉乳の供給不足が慢性化しており、TPP枠の新設により供給不足がある程度解消されるとの期待がある。TPP枠を超えて乳製品の輸入が急増する可能性は低いとみられるが、ホエイやチーズ等の関税撤廃により、長期的には国内の加工原料乳価格が下落する可能性があり、酪農経営への影響が懸念されている⁹。

砂糖については、糖価調整制度が維持されたことで、砂糖の生産に大きな影響はないとみられるが、低関税輸入枠の設定により割安な加糖調製品の輸入が増加した場合は、砂糖の需要に一定程度影響を与える可能性が指摘されている¹⁰。

政府は、TPP発効による農林水産物の生産額の減少を約1300～2100億円と試算している（表1-2）。品目別では、輸入品との競合による国産品の価格下落が懸念される牛肉や豚肉、牛乳乳製品への影響が大きく、それぞれ約311～625億円、約169～332億円、約198～291億円の生産額減少が見込まれる。一方で、米は、国別枠の輸入量に相当する国産米を備蓄米として買い入れる国内対策を行うことから、生産額の減少はないとしている。また、各

² 米や小麦、大麦、バター、脱脂粉乳等は、国際約束に基づく数量を国又は国の機関が一元的に輸入しており、当該数量の枠を超える輸入に対しては高い枠外税率を課し、外国産品の無秩序な流入を防いでいる。

³ 「TPP価格はこうなる コメ」『日本経済新聞』2015.10.15; 「品目ごとの影響を探る」『地上』70(1), 2016.1, pp.22-23.

⁴ 「知りたいTPP 小麦「関税」段階的削減」『毎日新聞』2015.12.10; 『地上』同上, pp.24-25.

⁵ 「TPP どうなる日本農業 (3) 牛肉」『日本農業新聞』2015.10.29; 『地上』同上, pp.26-27. 一方で、輸入牛肉の国内相場は関税だけでなく海外市況、為替レート、国内の需給によって大きく左右されるため、関税削減によって牛肉の輸入コストが多少は下がるが、国産牛肉にはそれほど影響はないとの観測もある（高橋寛「TPP大筋合意」を俯瞰する どうなる国産食肉価格への影響」『ミート・ジャーナル』624号, 2015.11, pp.30-36.）。

⁶ 差額関税制度を踏まえて、輸入価格を関税が最も低い分岐点価格（524円/kg）付近に調整する狙いがある。

⁷ 高橋 前掲注(5); 山下一仁「TPP農業合意の評価 (2)」『週刊農林』2266号, 2015.11.15, pp.6-7.

⁸ 「知りたいTPP 豚肉の安い部位 輸入増も」『毎日新聞』2015.12.4; 『地上』前掲注(3), pp.26-27.

⁹ 「知りたいTPP 乳製品新枠 影響限定的か」『毎日新聞』2015.12.8; 小林信一「TPPと日本の農業 (下) 酪農、価格交渉力高めよ」『日本経済新聞』2015.11.23.

¹⁰ 「TPP どうなる日本農業 (7) 甘味資源」『日本農業新聞』2015.11.21; 「TPP価格はこうなる 砂糖」『日本経済新聞』2015.10.22.

品目の国内生産量については、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策等の国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、生産量は減少せずに維持されると見込んでいる。¹¹

(3) 「総合的な TPP 関連政策大綱」・平成 27 年度補正予算・法改正

TPP 総合対策本部は平成 27 (2015) 年 11 月 25 日、TPP 大筋合意に伴う国内対策を盛り込んだ「総合的な TPP 関連政策大綱」を取りまとめた。農林水産分野では、「攻めの農林水産業への転換 (体質強化対策)」及び「経営安定・安定供給のための備え (重要 5 品目関連)」の 2 つの柱を掲げ、担い手の育成や産地イノベーションの促進、畜産・酪農の収益力強化、農林水産物の

輸出拡大、重要 5 品目の経営安定対策等の施策を挙げている (表 1-3)¹²。これを受けて、平成 27 年度補正予算において、農林水産関係の TPP 関連対策として 3122 億円が計上され、畜産クラスターの推進や、産地の農業機械リース・施設整備の支援、農地の大区画化や水田の畑地化等の農業農村整備事業、農林水産物の輸出拡大に向けた対策等が盛り込まれた。

また、重要 5 品目の経営安定対策では、以下のような制度改正等が政策大綱に盛り込まれ、具体化に向けた検討がなされている。米については、TPP で新設された国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れ、輸入量の増加が国産米市場に与える影響を相殺する。牛肉・豚肉については、「畜産物の価格安定に関する法律」(昭和 36 年法律第 183 号) を改正した上で、畜産農家の収益性が悪化した場合に赤字を補填する肉用牛肥育経営安定特別対策事業 (牛マルキン) 及び養豚経営安定対策事業 (豚マルキン) を法制化し、補填率や国庫負担水準を引き上げる。乳製品については、生クリーム¹³等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、バター・脱脂粉乳等向けやチーズ向けの補給金と単価を一本化する。甘味資源作物については、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」(昭和 40 年法律第 109 号) を改正し、加糖調製品を糖価調整制度の対象に追加して、輸入された加糖調製品から調整金を徴収する。¹⁴

表 1-2 TPP による農林水産物への影響の政府試算

		生産減少額
農産物計		約 878～1516 億円
主な品目	米	0 億円
	小麦	約 62 億円
	大麦	約 4 億円
	砂糖	約 52 億円
	牛肉	約 311～625 億円
	豚肉	約 169～332 億円
	牛乳乳製品	約 198～291 億円
林産物 (合板等)		約 219 億円
水産物計		約 174～346 億円
農林水産物計		約 1300～2100 億円

(出典) 農林水産省「農林水産物の生産額への影響について」[2015.12.] ([] 内は筆者補記)
<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/pdf/160107_seisan_gaku_eikyoku.pdf> を基に筆者作成。

¹¹ 試算の対象品目は現行で関税率 10%以上かつ国内生産額 10 億円以上の品目である農産物 19 品目及び林水産物 14 品目で、TPP の合意内容や国内対策を考慮して、各品目の合意内容の最終年における生産額への影響を算出している。なお、平成 25 (2013) 年 3 月の TPP 交渉参加表明に際して政府が行った試算では、農林水産物の生産額減少を約 3 兆円と試算していたが、全ての関税の即時撤廃を仮定していることや、国内対策を考慮していないこと等、今回の試算とは前提条件が異なっている (農林水産省「農林水産物の生産額への影響について」[2015.12.] ([] 内は筆者補記) <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/pdf/160107_seisan_gaku_eikyoku.pdf>; 同「農林水産物への影響試算の計算方法について」2013.3. <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/pdf/02_cao.pdf>。)

¹² このほか、今後導入や見直しの検討を継続する項目として、生産資材価格形成の仕組み、土地改良制度、チェックオフ制度 (農家の少額負担による農産物の販売促進や海外市場開拓)、収入保険制度等が挙げられている。

¹³ 生クリームは輸入物との競合が少なく、関税削減・撤廃等によって輸入増加が懸念されるチーズや脱脂粉乳からの生産転換が期待されている (「TPP 酪農対策 生クリーム転換促す」『日本農業新聞』2016.1.30.)。

¹⁴ このほか、マルキン事業や糖価調整制度を実施している独立行政法人農畜産業振興機構の設立根拠法である「独立行政法人農畜産業振興機構法」(平成 14 年法律第 126 号) が改正される。また、「特定農林水産物等の名

表 1－3 「総合的な TPP 関連政策大綱」の概要（農林水産業関係）

攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）	
<ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成 ・国際競争力のある産地イノベーションの促進 ・畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進 ・高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓 	<ul style="list-style-type: none"> ・合板・製材の国際競争力の強化 ・持続可能な収益性の高い操業体制への転換 ・消費者との連携強化 ・規制改革・税制改正
経営安定・安定供給のための備え（重要 5 品目関連）	
米	<ul style="list-style-type: none"> ・政府備蓄米の保管期間を現行の原則 5 年から 3 年程度に見直し ・国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れ
麦	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き経営所得安定対策を着実に実施
牛肉・豚肉	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）、養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化 ・牛・豚マルキンの補填率を引き上げ（8割→9割） ・豚マルキンの国庫負担水準を引き上げ（国 1：生産者 1→国 3：生産者 1） ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものと見直し
乳製品	<ul style="list-style-type: none"> ・液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化
甘味資源作物	<ul style="list-style-type: none"> ・加糖調製品を糖価調整金の対象に追加

（出典）「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定）首相官邸 HP <http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/tpp/20151125_tpp_seisakutaikou01.pdf> を基に筆者作成。

2 今後の課題・論点

TPP の農林水産分野をめぐる今後の課題や論点としては、合意内容の評価や国会承認の是非、交渉過程の検証、国会決議との整合性、国内農林水産業に対する影響の把握、政府影響試算の妥当性、ルール分野の合意事項¹⁵への対応、TPP を活用した輸出拡大等の方策、国内対策の有効性・妥当性や財政負担の在り方等が挙げられる。TPP には発効から 7 年目以降に再協議に応じる規定¹⁶が設けられており、TPP の交渉過程を検証し、今後の貿易交渉の方針や交渉における農林水産業の位置付け等を議論しておく必要がある。

政府の影響試算に対しては、見通しが楽観的である、国内対策等の効果を排除した関税削減・撤廃等の直接的効果だけの試算結果を示すべき等の見解もある¹⁷。過去の例では、ガット・ウルグアイラウンドの農業合意（1993 年）に伴う 6 兆 100 億円の国内農業対策に関して、合意内容の影響予測や政策の費用対効果等の適切な政策実施プロセスが踏まれていなかったとの批判¹⁸があり、TPP では、適切な影響試算に基づく効果的な国内対策が求められる。また、TPP の影響としては、関税撤廃等の直接的な影響に加えて、農林水産業の将来に対する不安が離農の増加や新規就農者の減少、農業投資の減退を招くとの指摘もある¹⁹。日本の農林水産業の今後の在り方²⁰について、体質強化策や経営安定策等を幅広く議論し、農業者や国民に対して丁寧に情報発信を行う必要がある。

称の保護に関する法律」（平成 26 年法律第 84 号）を改正し、日本の農林水産物の地理的表示の保護が外国と相互にできるよう制度を整備する（「TPP 対策で 4 法改正へ マルキン法制化が柱」『日本農業新聞』2016.1.22.）。

¹⁵ TPP では、輸出補助金や輸出税の禁止、輸出制限や関税割当等の運用ルール等が規定された。

¹⁶ 第 2 章の附属書 2-D に、TPP 発効から 7 年目以降又は第三国と FTA 等を締結した際に、相手国からの要請に基づき関税等の取扱いに関して協議する旨を、豪州、カナダ、チリ、NZ 及び米国との間で相互に規定している。

¹⁷ 「TPP 効果甘い見通し 農業生産量を楽観」『読売新聞』2015.12.25；鈴木宣弘「TPP 経済効果 減少額試算は意図的」『日本農業新聞』2015.12.27 等。

¹⁸ 東京財団『政策研究 ウルグアイラウンドと農業政策—過去の経験から学ぶ—』2014, p.21.

¹⁹ 田代洋一「TPP の真の影響 離農連鎖 歯止め急げ」『日本農業新聞』2016.1.19 等。

²⁰ TPP を踏まえた今後の農林水産業の方向性としては、大規模化やコスト削減等の構造改革の推進、輸出拡大や 6 次産業化に代表される「攻めの農林水産業」、経営安定対策の拡充や直接支払いの導入等、様々な提案がなされている（生源寺真一「食農支え ぶれぬ政策 納税者負担へ転換の時」『日本農業新聞』2016.2.9；本間正義「TPP 大筋合意後の課題（下）コメ、将来像描き改革急げ」『日本経済新聞』2015.10.27；鈴木宣弘「TPP 大筋合意の真相と日本農業への影響」『NOSAI』67(11), 2015.11, pp.4-19 等）。

II 食品安全

1 衛生植物検疫措置

食品の安全や食品表示等に関連する TPP の規定は、主に第 2 章、第 5 章、第 7 章、第 8 章に含まれる（表 2-1）。このうち、第 7 章（衛生植物検疫措置）（SPS 章）では、食品や動植物の検疫や検査、食品に関する規格や表示等の衛生植物検疫措置（SPS 措置）について取り扱っており、世界貿易機関（WTO）の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）」を踏まえた内容となっている。

SPS 協定とは、人や動植物の生命又は健康を保護するために必要な SPS 措置の目的を達成しつつ、貿易に与える悪影響を最小限にするための国際ルールで、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO 協定）」の附属書の一部を構成している。加盟国の権利として、SPS 協定に反しない範囲で自国に必要な SPS 措置を採ることができるが、義務として、その SPS 措置が国際基準¹に整合すること又は科学的根拠に基づいていることが求められる²。TPP の SPS 章では、TPP が SPS 協定による各国の権利・義務を制限するものではないこと（第 7.4 条）、締約国は WTO の衛生植物検疫委員会（SPS 委員会）の関連する指針や国際的な基準等を考慮すること（第 7.13 条ほか）、締約国の SPS 措置が国際的な基準等に適合していること又は客観的で科学的な証拠に基づいていること（第 7.9 条）を規定している。

さらに TPP では、SPS 措置の透明性の向上を図るため、締約国は自国の SPS 措置に関する情報を継続的に共有することや、SPS 措置について利害関係者及び他の締約国に対して意見を述べる機会を与えることが規定された（第 7.13 条）。また、他の締約国との間で SPS 章に関連する事項について懸念を有する場合には、180 日以内に問題を解決することを目的として、「協力的な技術的協議」³の開始を求めることができる（第 7.17 条）。

なお、TPP と同時に行われた日米並行交渉では、衛生植物検疫分野に関して、収穫後の防かび剤⁴、食品添加物⁵及びゼラチン・コラーゲン⁶に関する取組について合意がなされた。

2 遺伝子組換え作物の貿易

第 2 章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第 2.27 条では、現代のバイオテクノロジーによる生産品（遺伝子組換え作物）について、各国の法令・政策の採用や修正を求める

¹ 食品安全に関する国際基準としては、国連食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により設置された食品規格委員会（Codex 委員会）が策定する「Codex 規格」がある。

² 農林水産省「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）」の概要 <<http://www.maff.go.jp/j/youan/kijun/wto-sps/pdf/gaiyou.pdf>>

³ 専門家が関与する TPP 独自の協議で、開催の要請から 37 日以内に協議が開始されない場合や、本協議の開催後は、第 28 章（紛争解決）に規定されたプロセスによって解決を求めることができる。

⁴ 一般的にポストハーベスト農薬と呼ばれるもの。日本では食品添加物として扱われ、使用基準の規定（使用できる食品や最大残存量等）や販売の際の表示義務がある。日米並行交渉では、収穫前及び収穫後の両方に使用される防かび剤について、日本の承認過程を合理化することを確認した。

⁵ 政府は、国際汎用添加物のうち、日本で未指定の品目（現在はアルミノケイ酸ナトリウム等の 4 品目）について原則としておおむね 1 年以内（追加的な資料の収集に要する期間を除く）に食品添加物として認可を完了することを平成 24（2012）年 7 月に閣議決定（「規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 7 月 10 日閣議決定））しており、日米並行交渉ではこの閣議決定を誠実に実施することを確認した。

⁶ 日本は BSE（牛海綿状脳症）対策として牛（米国産牛を含む）由来の食用のゼラチン・コラーゲンの輸入を一部を除いて制限していたが、平成 26（2014）年 10 月の食品安全委員会の報告書では、一定の管理措置がとられることを条件として、輸入規制の改正による人の健康に対する危険性は無視できると結論付けた。この報告書に基づき、ゼラチン・コラーゲンの輸入規制が緩和されており、日米並行交渉ではこの点を確認した。

ものではないことを規定した上で（第 2.27 条第 3 項）、締約国間貿易における遺伝子組換え作物の取扱いについて規定している。

遺伝子組換え作物の承認における透明性を確保するため、各締約国は、承認に必要な書類の要件や危険性・安全性の評価の概要、承認済みの遺伝子組換え作物の一覧表を公表することが規定された（同条第 4 項）。また、未承認遺伝子組換え作物の微量混入事案（LLP）についての情報共有を図るため、輸出国は輸入国の要請に応じて遺伝子組換え作物の開発企業の連絡先を提供し、開発企業に対しては輸入国への作物に関する情報の共有を奨励する（同条第 6 項）。さらに、LLP 発生による貿易の混乱の可能性を減ずるため、未承認の遺伝子組換え作物の承認申請の提出が奨励され、承認を行う締約国は承認申請の提出と審査を年間を通じて認めるように努める（同条第 8 項）。

このほか、遺伝子組換え作物の貿易に関する情報交換や協力を行うため、締約国の政府の代表者によって構成される作業部会が設置される（同条第 9 項）。

また、第 8 章（貿易の技術的障害）（TBT 章）では、強制規格、任意規格及び適合性評価手続⁷が貿易の不必要な障害とならないようにルールを定めており、食品表示制度に関わる内容を含んでいる。強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成に際し、他国の利害関係者の参加や意見提出の機会を与えること（第 8.7 条）等、強制規格等に関する透明性の向上を図る内容等が規定されたが、遺伝子組換え作物の表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制度の変更が必要となる規定は設けられていない⁸とされる。

3 税関当局及び貿易円滑化

第 5 章（税関当局及び貿易円滑化）では、税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について規定している。税関の手続に関して、自国の関税法令の遵守を確保するために必要な時間内（可能な限り物品の到着後 48 時間以内）に物品の引取りを許可する等、簡素化された税関手続を採用・維持すること（第 5.10 条）や、急送貨物（通常の場合において、必要な税関書類の提出後 6 時間以内に引取りを許可）のための迅速な税関手続を採用・維持すること（第 5.7 条）等が定められ、貿易の際の通関等の円滑化・迅速化が見込まれる。

4 影響と対策

TPP への参加をめぐっては、参議院農林水産委員会（平成 25（2013）年 4 月 18 日）及び衆議院農林水産委員会（同月 19 日）が「残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSE に係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと」との決議を行うなど、TPP によって日本の食品安全に関する基準が緩和されるとの懸念があった。

このような懸念に対して、政府は、TPP の大筋合意を受けて、①SPS 章は科学的根拠に基づいて SPS 措置を採るという WTO の SPS 協定の義務に沿った日本の基本的な立場と整合的なものであり、日本の規制制度について変更を求めるものではない、②TBT 章では遺伝子組換え食品表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制度変更は必要とならない、

⁷ 強制規格は遵守が義務付けられている規格で、任意規格は遵守が義務付けられていない規格。適合性評価手続は強制規格又は任意規格の要件が満たされていることを決定する手続。早川学「TPP を見据えた日本の農業・農業関連ビジネスに係わる法制度（上）」『NBL』1067 号、2016.2.1, p.41.

⁸ 内閣官房 TPP 政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の概要」2015.10.5, p.18. <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/10/151005_tpp_gaiyou_koushin.pdf>

と説明しており、TPPにより日本の食品の安全が脅かされることはないとしている。また、TPPのメリットとして、TPPで規定された輸入検査手続の明確化やSPS措置に関する情報の入手、協力的な技術的協議の導入等により、日本の農産品の輸出における不必要な障壁の改善に資する点を挙げている。⁹

一方で、TPPで設置される遺伝子組換え作物に関する作業部会や、開催が求められる可能性のあるSPS措置に関する協力的な技術的協議等の場を通じて、日本の食品安全に関する基準や遺伝子組換え作物の表示義務等が、「科学的でない」として変更を求められる可能性が懸念されている。また、TPPで求められる通関手続の迅速化やTPPの影響による輸入食品の増加によって、日本の食品輸入の検査体制が追いつかなくなるとの指摘もある。¹⁰

TPP総合対策本部が取りまとめた「総合的なTPP関連政策大綱」では、TPPによる輸入食品の増加への対策として、食品安全に関するリスクコミュニケーションや加工食品の原料原産地表示の拡大の検討、輸入食品の適切な監視指導の実施、残留農薬・食品添加物等における規格基準の策定の推進、TPP締結後の技術的協議への対応を挙げている。このうち、加工食品の原料原産地表示¹¹については、消費者庁と農林水産省が「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を設置し、対象品目の拡大に向けた検討を開始している。

表2-1 食品安全に関連するTPPの主な規定

第2章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）	
第2.27条	現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易 遺伝子組換え作物の承認に関する情報の公表、微量混入事案への対処のための情報共有、作業部会の設置
第5章（税関当局及び貿易円滑化）	
第5.7条	急送貨物 急送貨物のための迅速な税関手続を採用・維持すること
第5.10条	物品の引取り 自国の関税法令の遵守を確保するために必要な時間内（可能な限り物品の到着後48時間以内）に物品の引取りを許可する等、簡素化された税関手続を採用・維持すること
第7章（衛生植物検疫措置）	
第7.4条	一般規定 締約国はSPS協定に基づく権利及び義務を確認すること、TPPのいかなる規定もSPS協定により各締約国が有する権利及び義務を制限するものではないこと
第7.9条	科学及び危険性の分析 SPS措置が科学的な原則に基づき、国際的な基準等に適合していること又は客観的で科学的な証拠に基づいていること、恣意的又は不当な差別をしないこと
第7.13条	透明性 自国のSPS措置に関する情報を継続的に共有し、利害関係者及び他の締約国に対して意見を述べる機会を与えること、WTOのSPS委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮すること
第7.17条	協力的な技術的協議 他の締約国との間でSPS章に関連する事項について懸念を有する場合には、協力的な技術的協議を開始することができること、一定の場合には第28章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めることができること
第8章（貿易の技術的障害）	
第8.7条	透明性 強制規格等の作成に際し他国の利害関係者の参加や意見提出の機会を与えること、国際規格に適合的な措置であっても貿易に著しい影響を与える場合はWTOに通報すること

（出典）TPP第2章、第5章、第7章、第8章等を基に筆者作成。

⁹ 内閣官房 TPP政府対策本部「TPP分野別ファクトシート：食品分野（食の安全・安心）」<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_bunyabetsu08-1.pdf>; 同「TPP協定ルール分野において想定される具体的なメリット例」<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_merritt01.pdf>等。同様の指摘は、中川淳司「TPP合意 米議会が夏休み前に批准するかが焦点」『メディア展望』649号, 2016.1, pp.1-11; 浅川芳裕「TPPはアメリカの言いなり」の嘘『Voice』456号, 2015.12, pp.50-59等にもみられる。

¹⁰ 鈴木宣弘「日本の農業が破壊される 生産減1兆円超、安全面も懸念」『エコノミスト』93(49), 2015.12.8, pp.47-48; 天笠啓祐「TPP大筋合意 食の安全脅かす可能性も」『日本農業新聞』2015.11.27; 「遺伝子組み換え、成長促進ホルモン… 「食の安全」に拭えぬ懸念」『週刊東洋経済』6633号, 2015.12.12, pp.84-87等。

¹¹ 国内で製造した加工食品（食品表示基準で指定された22食品群及び個別4品目が対象）について、原料に使われた一次産品（農畜水産物）の原産地に関する表示を義務付ける制度。

Ⅲ 工業品

1 物品市場アクセス

(1) 全般

工業品についての関税交渉は、既に多くの関税を撤廃済みの日本にとって、「攻め」の分野と位置付けられてきた¹。交渉の結果、各国の関税に係る個別の約束は、第2章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）附属書 2-D（関税に係る約束）としてまとめられた。第2章の規定に従い、日本の輸出を支える工業品に対する関税は11か国全体で99.9%撤廃されることとなり、政府は高レベルの自由化を実現したとしている（以下、撤廃率は品目ベース）。特に、日本と EPA を締結していない米国、カナダ、NZ の関税撤廃効果は大きいとされ、日本の主力分野である乗用車や自動車部品、家電、産業用機械等の輸出拡大に期待が示されている²。ただし、関税撤廃までの期間が長期にわたる品目も含まれることとなった（即時撤廃率は全体で 86.9%）。（表 3-1、後述（2））

一方で、日本側の関税撤廃率も 100%（即時撤廃率は 95.3%）と、前例のない自由化率を約束している。日本が従来、比較的高い関税を課してきた皮革・履物、繊維・繊維製品等の関税も撤廃されることとなった。

(2) 日米間の自動車分野の扱い

工業品についての TPP 交渉の中でも、特に高い注目を集めてきたのが日米間の自動車をめぐる交渉である。日本の TPP 交渉参加に先立ち、米国は自動車分野の貿易に懸念があるとして、日米間で事前協議を実施した。その結果、2013 年 4 月には①自動車に係る米国の関税が TPP 交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、②非関税措置に関する日米間交渉を TPP 交渉と並行して実施し、合意内容を市場アクセスの表に組み入れること等の内容で合意した³。高い「入場料」との評価⁴もあったこれらの事前合意に基づき、2013 年 8 月以降、日米並行交渉が実施された。

交渉の過程では、①（事前合意の制約の中での）関税撤廃時期、②日本の安全基準の緩和やセーフガードの発動条件等をめぐり交渉の難航が報じられたが、最終的な合意内容が上述の附属書 2-D の内、譲許表及び付録 D-1（自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録）にまとめられた。その主な点としては、①乗用車の 2.5%の関税は 15 年目から引下げを開始し 25 年目で撤廃すること、トラックの 25%の関税⁵は 29 年間維持し

表 3-1 日本の工業品に対する関税撤廃の例

国名	品目	現税率	撤廃時期
アメリカ	乗用車	2.5%	25 年目
	トラック	25%	30 年目
	自動車部品（8割）	2.5%	即時
カナダ	乗用車	6.1%	5 年目
	タオル（一部）	17%	即時
NZ	エアコン	5%	即時
	バス	5%	即時
ベトナム	乗用車（3000cc 超）	77%	10 年目
	ベアリング	3%	即時

（出典）TPP 第2章附属書 2-D 等を基に筆者作成。

¹ 「甘利大臣による記者会見の概要」2015.10.5, pp.2-3. 内閣官房 TPP 政府対策本部 HP <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/10/151005_daijin_kaiken.pdf>

² タオルなどの地方産品や陶磁器などの伝統工芸品を輸出する際の関税も撤廃されるが、関税撤廃後も安価な中国製品等と価格で対抗できるわけではなく、品質の高さへの理解やブランド力を高める工夫が必要と指摘されている（「地方産品も関税撤廃」『毎日新聞』2016.1.5.）。

³ 外務省「日米間の協議結果の確認に関する佐々江駐米大使発書簡」2013.4.12. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gai/ko/tpp/pdfs/kyogi_2013_04_01.pdf>

⁴ 第 183 回国会衆議院厚生労働委員会議録第 9 号 平成 25 年 4 月 19 日 p.27.

⁵ 米国において主に個人が自家用車として使用するピックアップトラック等も 25%の関税対象とされている

た上で 30 年目に撤廃すること（表 3-1）、②日本の安全基準と同等以上である一部の米国基準を認めること、TPP 協定一般の規定を強化した経過的セーフガード措置や紛争解決手続（米国側の関税削減時期延期等）を採ることができること等が挙げられる（表 3-2）⁶。

2 原産地規則等

ある物品が TPP の規定に基づき特惠待遇（撤廃・引下げ）の対象となるためには、当該物品が TPP 締結国の「原産品」として認められる必要がある。第 3 章（原産地規則及び原産地手続）では、①原産品と認められる要件（第三国からの輸入原材料が用いられる場合に十分な変更が加えられたとみなす付加価値基準・加工工程基準等の規則）、②特惠待遇を受けるための証明手続等を定めている⁷。

①原産地規則に関しては、第 3 章の第 A 節で、原産割合を算出する計算式（第 3.5 条）や累積規定（原産性の判断に際し締結国間での付加価値・加工工程の足上げを認める規定）（第 3.10 条）等の全般的規則を定めた上で、附属書 3-D で品目別の原産地規則が定められている。

②原産地証明の手続は、第 3 章の第 B 節に規定されており、輸入者、輸出者または生産者自らが原産性を証明する「自己申告制度」の規定（第 3.21 条）や、原産地証明書等の記録の保管義務（第 3.26 条）等が盛り込まれている。また、附属書 3-B には、原産地証明書に記載が必要な事項が定められている。

3 評価、課題及び対策

(1) 物品市場アクセス

日米間の自動車分野について、国会審議においては、合意内容が米国側に有利との批判もなされたが、安倍晋三首相は、乗用車については TPP 交渉における最長の関税撤廃期間である 30 年より早い段階での撤廃を実現したと述べた上で、現地生産が進展した現状を踏まえると、自動車部品の 8 割の関税即時撤廃（表 3-1）を約束したことが日本企業にとって重要な意義を持つとの見解を示している⁸。一方の米国は、日米間の合意内容について、米韓 FTA での合意内容（乗用車の関税撤廃 5 年目、関税削減時期を延期する紛争解決手続

表 3-2 日米間の自動車分野（非関税措置）に関する主な合意内容

項目	主な合意内容
セーフガード	○特別な経過的セーフガード措置（TPP 協定一般の規定と比較し利用可能期間、発動回数等を緩和）を適用可能
規格等	○日米各国は、自動車の設計等に実質的な変更を要する強制規格等について、義務化まで 12 か月以上の期間を設定
基準	○日米各国は、新技術搭載車の市場投入を妨げない ○日本の一部の安全基準につき、国土交通省が同等以上と認める場合には、米国基準適合車を当該日本基準に適合しているとみなす
PHP 車取扱い	○日本は、PHP（輸入自動車特別取扱制度）において、輸入者の負担を増加させる要件を課さない
土地利用規制	○日米各国は、自動車関連施設の設立に関する土地利用についての法令を、透明性を確保し無差別に適用する
紛争解決手続	○日米各国は、違反に対し、以下の対抗措置の導入が可能 【米国】 関税削減前の日本の協定違反に対し削減時期を延期 【日本】 自動車以外の有税品目の関税を引上げ

（出典）TPP 政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の全章概要」2015.11.5, pp.8-10 等を基に筆者作成。

（「米国の競争力の源泉を探る—今、米国の持続的成長から学ぶべきことは何か—」『みずほ産業調査』2014.6, pp.282-297. <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/bizinfo/industry/sangyou/pdf/1045_all.pdf>）。

⁶ 合意内容の解説は、柴田久「TPP における自動車合意の内容」『NBL』1064 号, 2015.12.15, pp.29-34 参照。

⁷ 繊維・繊維製品の原産地規則については別途、第 4 章（繊維及び繊維製品）に規定されている（第 4.2 条、附属書 4-A）。

⁸ 第 189 回国会閉会後参議院予算委員会会議録第 1 号 平成 27 年 11 月 11 日 p.27.

なし)とも比較しつつ、米国の自動車産業にとって大きな成果を得たとしている⁹。

なお、日本の工業品関税はすでに多くが撤廃済みであるため、日本側の関税撤廃に伴う政府の対策は数少ないが、「総合的な TPP 関連政策大綱」の分野別施策展開の 1 項目として「皮革・皮革製品産業の競争力強化」が掲げられ、平成 27 年度補正予算で販路開拓、人材育成等についての予算が計上されている¹⁰。

(2) 原産地規則等

日本が過去に締結した EPA においても原産地規則・原産地証明に関する規定は盛り込まれているが、EPA ごとに規定内容が異なり事業者にとって制度利用上の負担となっていた。そのため、TPP により加盟国内のルール統一が図られたことの意義は大きいとされる。¹¹

TPP で規定された原産地規則の内容については、累積規定を利用することで TPP 域内での原産資格の取得が容易となることによって、域内のサプライチェーンの構築が促進されると指摘されている¹²。なお、域内で満たすべき付加価値基準等の設定如何で望ましいサプライチェーンの在り方も変化するが、政府は TPP の合意内容について、日本の完成車及び部品メーカーが現在のサプライチェーンの下で十分に対応できる内容を確保したとの見解を示している¹³。

また、原産地証明において自己申告制度が採用されたことについては、輸出国の指定機関に事前審査を受ける「第三者証明制度」に比して貿易手続簡素化のメリットがあると期待されている。ただし、日本の EPA で自己申告制度が導入されたのは日豪 EPA (2015 年 1 月 15 日発効) が初であり、手続に不慣れな中小企業等にとっては活用が困難との懸念もある。そのため、「総合的な TPP 関連政策大綱」では原産地規則に関する輸出入者からの照会への迅速な対応が掲げられ、平成 27 年度補正予算で相談体制の整備等のための予算が計上された¹⁴。

加えて、TPP で定められた手続規定を日本国内で実施するためには、証明手続に係る既存の国内法を改正する必要がある。「関税暫定措置法」(昭和 35 年法律第 36 号)や「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」(平成 26 年法律第 112 号)の改正により、輸入品の原産性に対する税関の調査や輸出品の原産性に対する輸出先税関への協力に関する手続規定の整備が予定されている。¹⁵

⁹ USTR, “Getting the Best Deals for the U.S. Auto Industry.” <<https://ustr.gov/sites/default/files/TPP-Getting-the-Best-Deal-for-the-US-Auto-Industry-Fact-Sheet.pdf>>

¹⁰ 経済産業省 「「総合的な TPP 関連政策大綱」関連の平成 27 年度補正予算案等について」 2015.12.18. <http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/external_economy/tpp/pdf/002_02_00.pdf>

¹¹ 日本企業へのアンケート調査の結果、特恵税率を受けるに際しての情報不足や事務的負担の煩雑さが利用上の問題点として指摘されている (経済産業省 『通商白書 2014』 2014, pp.289-290. <http://www.meti.go.jp/report/tshaku2014/2014honbun_p/pdf/2014_03-01-04.pdf>)

¹² 一方で、原産地規則が本来の合理的な生産配置を歪めるとの批判もある (野口悠紀雄 「TPP 合意で加速する中国の独自経済圏形成を危惧する」 『ダイヤモンドオンライン』 2015.10.15. <<http://diamond.jp/articles/-/79960>>。

¹³ 経済産業省 「TPP 協定による我が国工業製品の市場アクセスの改善内容」 2015.10.15. <http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/external_economy/tpp/pdf/001_03_00.pdf> また、日本に拠点を残しつつ原産性を取得することも可能であるため、日本の中小企業にとっても利益が大きいとされている。

¹⁴ 経済産業省 前掲注(10)

¹⁵ 財務省関税局関税・外国為替等審議会関税分科会 「環太平洋パートナーシップ協定実施のための原産地手続に係る法令整備」 2015.12.3. <http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_customs/material/20151203/kana271203g.pdf>

IV 投資・サービス

1 投資とサービスの原則自由化

第9章（投資）第A節は、締約国が、他の締約国の投資家（企業）を国内投資家と差別しないことや、他の締約国の投資を保護することを義務としている。具体的には、投資前の参入段階や投資後の投資財産や活動について、内国民待遇、最恵国待遇、収用及び補償、資金移転の自由、特定措置の履行要求の禁止等が規定され（表4-1）、締約国間の国境を越えた投資の原則的な自由と保護を定めている。

第10章（国境を越えるサービスの貿易）は、締約国が、他の締約国のサービスやサービス提供者に対して、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセスの確保等を規定し（表4-1）、締約国間の国境を越えたサービスの原則的な自由を定めている¹。なお、一般的な急送便サービス²との間で公平性に関する懸念が示されていた³日本郵政の国際スピード郵便（EMS）⁴に関連する規定としては、附属書10-B（急送便サービス）に、郵便独占で得た収益による急送便サービスに対する内部補助の禁止（附属書10-B 5）等の規定が盛り込まれた。

表4-1 投資・サービス自由化の規定

第9.4条	内国民待遇 他の締約国の投資家に対して、自国の投資家と同等の待遇を与えること
第9.5条	最恵国待遇 他の締約国の投資家に対して、他の締約国あるいは非締約国の投資家に与えた同等の待遇を与えること
第9.6条	待遇に関する最低基準 他の締約国の投資家に対して、国際慣習法上の原則に基づく待遇を与えること
第9.8条	収用及び補償 収用又は国有化を原則禁止し、公共目的であること、公正な補償を行うこと等、収用等が認められる条件を明示
第9.9条	(資金) 移転の自由 原則として、投資に関連する自由な資金移転を許可すること
第9.10条	特定措置の履行要求 海外からの投資に対して、現地調達、技術移転等の履行要求を行うことの禁止
第9.11条	経営幹部及び取締役会 進出企業の経営幹部の任命について特定の国籍を求めることの禁止
第10.3条	内国民待遇 他の締約国のサービス及びその提供者に対して、自国のサービス及びその提供者と同等の待遇を与えること
第10.4条	最恵国待遇 他の締約国のサービス及びその提供者に対して、他の締約国あるいは非締約国のサービス及びその提供者に与えた同等の待遇を与えること
第10.5条	市場アクセス サービス提供者に対する数量等の制限、特定の事業形態要求等の禁止
第10.6条	現地拠点 サービス提供のための現地拠点等の設置を求めることの禁止

（出典）TPP 第9章、第10章等を基に筆者作成。

¹ サービスについては、第10章以外に、第11章に金融サービス、第13章に電気通信、第15章に政府調達に関する規定が設けられている。

² 急送便サービスは、「書類、印刷物、小包、物品その他の品目について、そのサービスが提供されている間を通じて追跡し、及び監理を維持しつつ、迅速に収集し、運送し、及び配達すること」と定義されている。

³ 「日本郵便の急送サービス議論 TPP めぐる日米並行交渉」『日本経済新聞』（電子版）2013.8.8. <http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS08045_Y3A800C1PP8000/> 他方、日本郵政グループからは、優遇との指摘は当たらないという意見があった。（「関係団体の意見 日本郵政グループ」内閣官房 TPP 政府対策本部 HP <<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/dantaiiken/118.pdf>>）

⁴ 万国郵便連合条約に基づく国際郵便の一種であり、「物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なもの」とされる。条約上は任意の業務であるが、日本では「郵便法」（昭和22年法律第165号）等に基づくユニバーサルサービスの一つとして、日本郵便によって提供されている。（「EMSの現状と課題について」（「ユニバーサルサービスに関するワーキンググループ」第8回会合資料1）2009.6.1. 総務省 HP <http://www.soumu.go.jp/main_content/000025763.pdf>）

2 正当な規制権限との調整

投資・サービスともに、自由化義務の形式は、各国が附属書に事前に明示した分野のみを適用除外とするネガティブリスト方式である⁵。ネガティブリスト方式は、自由化対象が明示した分野に限定されるポジティブリスト方式と比較して、規制状況が明確であり、自由化水準の維持義務も一部含まれることから、透明性・法的安定性・予見可能性が高い方式である。ネガティブリストによって、TPPは投資・サービスの自由化と、締約国の公共のための政策措置との調整を行っている。各国は、現在の自由化水準を下回らないこと（ラチェット義務）を条件として自由化対象外となる分野を示す附属書Ⅰ（投資・サービスに関する留保（現在留保））と、無条件に自由化対象外となり、将来の規制や制限の強化や新設が認められる分野を示す附属書Ⅱ（投資・サービスに関する留保（包括的留保））を作成している⁶。

さらに、投資については、①内国民待遇や最恵国待遇における、内外区別の有無の判断に当たり、公共の福祉に係る正当な目的に基づく区別であるかを含めて全体として判断する、②投資章のいかなる規定も、自国内の投資活動が環境、健康その他の規制上の目的に配慮がなされた方法となるための措置を妨げるものと解釈してはならない、③公共の福祉を目的とした無差別的な規制措置は、一部の例外を除き補償の対象となる間接収用には当たらない等が規定されている⁷

3 投資家と国との紛争解決（ISDS）

第9章（投資）第B節は、締約国の投資家（企業）が、投資受入国との紛争を国際的な仲裁機関に付託するための手続等を定めた「国家と投資家との紛争解決条項」（Investor-State Dispute Settlement: ISDS）を設けている。投資受入国が、投資章の定める義務や、投資についての許可あるいは合意に反し、投資家が損害を受け、投資受入国との協議によっても問題が解決しない場合、国際的な仲裁機関に請求を付託することができる⁸。

日本がTPP交渉に参加する時期には、ISDSによって、国が外国投資家から巨額の賠償を請求される、制度変更を求められるといった懸念や批判があった⁹。しかし、ISDSは投資分野を対象とする損害賠償請求であり、投資受入国に制度変更を求めるものではない。また、TPPは、前述したように、適用除外とするネガティブリストを認め、公共のための政策との調整にも配慮している¹⁰。さらに、TPPは、ISDSの合理的な運用を図るため、投資家による濫訴の防止や手続の透明性を向上させるための規定を置き、締約各国による監

⁵ 附属書に掲載された分野については、投資においては、第9.4、9.5、9.10、9.11条が、サービスにおいては、第10.3、10.4、10.5、10.6条が適用されない。

⁶ 例えば、日本は、附属書Ⅰに電気通信業、石油業、航空運輸業、鉄道業、上水道業、高等教育サービス等を、附属書Ⅱに宇宙開発産業、放送業、初等及び中等教育サービス、電気業・ガス業・原子力産業、法の執行及び矯正に係るサービス・社会事業サービス等を挙げ、自由化について、一定の留保を確保している。

⁷ ①は第9.4条及び第9.5条、②は第9.16条、③は収用に関する附属書（附属書9-B）に規定がある。また、第29章（例外及び一般規定）の第29.3条は、国際収支の重大な支障や金融危機が生じる場合や脅威がある場合に、一時的な措置として、対外資金移転等を制限することは、内国民待遇、最恵国待遇、収用と補償の規定に反しないとしている（ただし、直接投資に関する移転を除く）。

⁸ 協議及び交渉による解決努力を規定した上で（第9.18条）、投資紛争解決国際センター（International Center for Settlement of Investment Disputes: ICSID）等に仲裁の付託ができること（第9.19条）、仲裁付託には当事者間の合意が必要となるため、締約国は事前かつ包括的に同意すること（第9.20条）等が定められている。

⁹ ISDSをめぐる議論については、伊藤白「ISDS条項をめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』807号、2013.11.5。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8331366_po_0807.pdf?contentNo=1> 参照。

¹⁰ 加えて、第29.5条は、たばこ規制措置について、締約国にISDSの適用除外とすることを認めている。

視と影響力が働く仕組みも導入した¹¹。

なお、日本は、法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス（所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育及び公営住宅）について、将来の規制措置を含めて投資章の内国民待遇等の適用外としており、影響が懸念されてきたこの分野への投資は、ISDSの対象外となる。

4 影響と対策

先進国のみならず新興国が多く参加する TPP において、締約各国が、透明性の高いネガティブリスト方式によって投資・サービスの原則自由化¹²（完全自由化ではない場合も、規制が大幅に緩和される分野が多い）を進めることは、ビジネス関係者の滞在期間延長（第 12 章）や政府調達市場の開放（第 15 章、後述）等と連動して、締約国間の企業の海外展開を深化させる力となることが期待されている。

日本についても、締約各国との対外対内投資やサービス貿易の活性化が、経済成長の起爆剤となることが期待されている（表 4-2）。中小企業の海外展開支援（説明会の開催、相談体制の整備、ビジネスマッチング、金融支援等）、トップセールスを含むインフラシステム輸出の促進、対内投資誘致等が対策として挙げられている¹³。

ISDS については、大筋合意後も、濫訴防止規定の実効性への疑念や、ISDS の存在自体が国の政策形成に影響を及ぼすとの指摘がある¹⁴。法務省は、国際訴訟対策を含む予防司法機能の強化等を平成 28 年度予算要求の柱の 1 つとし、TPP を含めた国際的紛争解決への支援を強化する方針である¹⁵。

表 4-2 主な投資・サービス分野の規制緩和

項目	規制緩和の例
サービス及び投資への外資参入の自由化	小売業への外資規制緩和（マレーシア）、電気通信業への外資規制緩和（ベトナム） 事前審査対象となる投資の閾値（基準額）の引上げ（カナダ）
政府調達市場の開放	新たに開放（ベトナム、マレーシア、ブルネイ） 対象範囲の拡大（オーストラリア、チリ、ペルー）
人の往来の活性化	ビジネスのための滞在可能期間延長（カナダ、マレーシア、ペルー）

（注）政府調達市場の開放については、日本にとっての状況変化を示したもの。

（出典）田中菜採兒・小池拓自「環太平洋パートナーシップ協定の概要—TPP 交渉の大筋合意を受けて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』884 号、2015.11.30, p.2. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9549824_po_0884.pdf?contentNo=1>

（以下 903 号）

¹¹ ①仲裁の請求は、違反を知った日から 3 年 6 か月以内に制限（第 9.21 条）、②仲裁廷は、国家の義務違反の有無を判断する段階に至る前に、訴えが仲裁廷の権限の範囲外であるとの被申立国による異議等について決定を行う（第 9.23 条）、③仲裁廷に提出される文書、審理、裁定の公開（第 9.24 条）、④被申立国は、附属書に記載された適用除外事項と抗弁する場合 TPP 委員会に解釈を要請することができる（第 9.26 条）こと等による。

¹² 特に、投資については、①投資後の投資財産保護にとどまらず、投資前の参入段階も自由化の対象としたこと、②技術移転等の特定措置の履行要求を明示的に禁止したこと（例えば、ロイヤリティ料率への政府関与の禁止）、③正当な規制権限との調整を図ったこと、④合理的な運用に配慮した ISDS を導入したこと等が重要である（米谷三以・藤井康次郎「TPP と政府・企業法務（第 1 回）—TPP 及び国際経済法実務の概要—」『NBL』1063 号、2015.12.1, pp.4-15.）。

¹³ 「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定）首相官邸 HP <http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/tpp/20151125_tpp_seisakutaikou01.pdf>

¹⁴ 「チェック TPP ISDS 条項 曖昧さ残る乱訴防止」『東京新聞』2015.10.16.

¹⁵ 法務省「平成 28 年度概算要求について 参考資料」p.6. <<http://www.moj.go.jp/content/001156741.pdf>>; 「法務省 TPP 発効から国際訴訟対応の専門組織設置へ」2016.2.6. NHK News Web <<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20160205/k10010397941000.html>>（2016.2.12 アクセス、現在はリンク切れ）